

## 平成30年 議会運営委員会先進都市議会運営調査報告書 (B班)

### 1 調査年月日

平成30年 5月 9日(水)～11日(金)

### 2 調査項目及び調査地

#### 【調査項目】

- (1) 議会モニター制度について  
(三重県四日市市)
- (2) 反問権・反論権について  
(愛知県岡崎市、岐阜県瑞浪市、三重県四日市市)
- (3) 代表質問について  
(愛知県岡崎市、三重県四日市市)
- (4) 特別委員会(予算特別委員会・決算特別委員会)の通年化について  
(岐阜県瑞浪市、三重県四日市市)
- (5) 一般質問を行った事項の進捗状況に関する確認等について  
(岐阜県瑞浪市)
- (6) 傍聴者が傍聴しやすい環境整備について  
(愛知県岡崎市)

#### 【調査地】

愛知県岡崎市  
岐阜県瑞浪市  
三重県四日市市

### 3 派遣委員

副委員長	相馬	芳佳
委員	高橋	典子(復命記録:岡崎市)
委員	角田	一(復命記録:瑞浪市)
委員	野村	尚志
委員	干場	芳子(復命記録:四日市市)
議長	高間	専逸

### 4 調査報告書

別紙のとおり

### 5 その他

#### (1) 調査日程表

別紙のとおり

#### (2) 随行職員

議会事務局	錦戸	康成
	水口	武

平成30年議会運営委員会先進都市議会運営調査日程

B班		相馬芳佳副委員長、高橋典子委員、角田一委員、野村尚志委員、干場芳子委員、高間専逸議長、随行事務局2名 (計8名)			
調査市	①愛知県岡崎市 ②岐阜県瑞浪市 ③三重県四日市市	人口約 人口約 人口約	38万7,000人 3万8,000人 31万2,000人	議員定数 議員定数 議員定数	37人 16人 34人
行 程 概 要 ( 予 定 )					
5月9日 (水)	江別市 → 新千歳空港 → 中部国際空港 → <u>岡崎市議会</u> → 岡崎市 午後				宿泊地 (岡崎市)
5月10日 (木)	岡崎市 → <u>瑞浪市議会</u> → 四日市市 午前				宿泊地 (四日市市)
5月11日 (金)	四日市市 → <u>四日市市議会</u> → 中部国際空港 → 新千歳空港 午前 → 江別市				

調査項目	1 議会モニター制度について 2 反問権・反論権について 3 代表質問について 4 特別委員会（予算特別委員会・決算特別委員会）の通年化について 5 一般質問を行った事項の進捗状況に関する確認等について 6 傍聴者が傍聴しやすい環境整備について
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

日程	市議会	議会モニター	反問権・反論権	代表質問	特別委の通年化	一般質問進捗状況	傍聴者の環境整備
5月9日 午後	愛知県岡崎市	○	○	○			○
5月10日 午前	岐阜県瑞浪市		○		○	○	
5月11日 午前	三重県四日市市	○	○	○	○		

## 《愛知県岡崎市》

### 1 岡崎市の概要

岡崎市は、愛知県のほぼ中央に位置し、東部、北部には丘陵地が控え、まちの中央を矢作川、乙川が流れている。また、市域の約60%が森林であり、豊かな自然環境に恵まれた市である。徳川家康公生誕の地、三河武士発祥の地としての歴史と文化を持ち、八丁味噌、石製品、花火などの伝統地場産業のほか、最近では自動車関連、化学、繊維工業が盛んで、農・工・商の調和のとれたまちとして発展している。

平成15年4月に中核市へ移行、また、平成28年7月1日には市政施行100周年を迎えている。

市の面積は387.20平方キロメートル、人口は平成30年4月1日で約38万7,000人、豊田市に隣接しており、近年では宅地造成が進み、ベッドタウン化しているとのことである。

現在の議員定数は37名であり、委員会は、議会運営委員会のほか、総務企画委員会、福祉病院委員会、文教生活委員会、経済建設委員会の四つの常任委員会が設置されており、特別委員会として、決算特別委員会を含め、総合計画等検討特別委員会、公共施設等総合管理対策検討特別委員会、健幸まちづくり推進特別委員会の四つが設置されている。

### 2 反問権・反論権について

岡崎市議会では、平成21年11月から市長等に反問を認めている。

岡崎市議会基本条例は、平成21年11月13日に議決、同16日に施行しており、反問については条例に明記していないが、議会運営の原則として同条例第11条に、議会は、市民にわかりやすく、かつ、円滑で効率的な運営を行うものとするとの理念を規定している。

その具体化として、一般質問においてその内容等に応じて、一括質問一括答弁方式と一問一答方式及びその併用の選択制を実施するとともに、一問一答方式での質問において、市長等による反問を導入している。

なお、一括質問一括答弁方式については、質問のどの部分への反問かわかりにくくなることから、反問の対象としていない。

導入時の協議において、反問は反対質問の略と確認した上で実施しており、市長等による反問を認めることにより質問の内容を明らかにするとともに論点を深めるとしている。

反問は、一議員の質問に1回のみ行うことができ、反問を行う際は、理事

者が議長の許可を得て発言し、それに対し議員が議長の許可を得て答弁することとなっている。また、反問と反問への答弁はともに議員の質問時間に含めており、これまで行われた3回の反問のうち、市長が行った2回は時間切れで一般質問が終了している。

実施による効果として、議員は反問されることを念頭に置いて一般質問を準備することから、他都市の事例調査や具体的な提言など、質問に当たっての調査研究が活発になったとのことである。

一方、反問時間やその答弁時間が議員の質問時間に含まれることから、理事者が反問を遠慮して使いにくいことや、反問中に時間切れとなる可能性などが課題として挙げられている。

### 3 代表質問について

代表質問は、昭和56年12月から導入しており、3月定例会では一般質問を行わず代表質問としている。

3月定例会の初日に、開会、会期の決定の後、市長施政方針及び提案説明が行われ、その後に引き続いて代表質問が行われている。2日半の日程を設定しており、大会派順に各会派代表者が質問し、また、同一会派の議員による関連質問も質問者の持ち時間内で認められている。現在、五つの会派があり、正副議長を除き5人の議員が無所属となっている。

質問時間は、答弁を含まず1人45分以内で、3回まで行うことができる。質問内容は、予算議案を含む全議案に対し、市長の施政方針や予算編成方針を含めて質問することができ、委員会の詳細審議の前に、委員会をまたぐような総括的な内容について質問できることが効果として挙げられている。

なお、通告した質問の内容が先に質問した議員のものと重なる場合は、質問を割愛することもあるとのことである。

3月定例会の運営については、昭和56年以前は一般質問を行っており、また、議案全体に対し総括質疑の方法を導入していた時期もあったとのこと。現在は、総括質疑は実施していない。

なお、当初予算の審査は各常任委員会に分割付託しており、一般会計の歳入については総務企画委員会、一般会計の歳出と特別会計及び企業会計については所管事項を有する委員会へ付託する方法をとっている。

代表質問についての今後の課題として、総括的な質問を行うことから一括質問一括答弁方式をとっているが、一問一答方式と比較してわかりにくいとの指摘があり、わかりやすくする工夫が必要と考えているとのことであった。

#### 4 傍聴者が傍聴しやすい環境整備について

岡崎市議会においては、平成27年9月より議会傍聴者に対し託児サービスを実施している。

発端は、平成27年6月定例会の一般質問が行われていた際、傍聴していたお子さん（傍聴者が同伴した乳児）が泣きやまず退席されたことにあり、このことを受け、安心して傍聴できる環境の整備が必要と判断し、会派代表者会議での検討により、同年9月定例会から試行的に導入。

当初は、議会事務局の向かいの事務室を使用し、市の保育課の保育士と事務局員の2名で対応したとのこと。平成28年5月からは、市役所として全庁的に来庁者の会議参加時等における託児サービスを開始したことから、議会傍聴者の託児サービスもあわせて実施することとなった。

託児場所は、基本的には東庁舎の5階にあるミーティングルームを使用。市内の託児ボランティア団体に委託し、2名の保育士が対応している。

託児サービスを利用する際は、傍聴希望日の2日前の午後4時までに議会事務局へ電話等で事前予約し、傍聴当日には託児利用申込書に記入の上、託児実施場所へ移動して預ける。託児利用申込書には、お子さんの好きな遊びや託児経験の有無などお子さんの様子の欄のほか、携帯電話の番号等、緊急連絡先の記入欄もあり、お子さんの状態によって迎えに来てもらう場合もあることが明記されている。

試行時に行ったアンケート調査では、託児サービスの導入により、ゆっくりと傍聴することができたなどの意見が寄せられている。

平成29年度の利用傍聴者は2名であり、託児は4名とのこと。

託児になれていないお子さんもいることから、今後の課題として、議場を改修することがあれば、親子傍聴席を確保することが望ましいと考えているとのこと。

また、現在は一般質問及び代表質問時のみの利用となっていることから、託児制度を利用できる対象日の拡大も課題とされている。

なお、その他、傍聴席にスロープを設置し、車いす利用者がそのまま傍聴できるスペースを確保している。また、手話通訳・要約筆記、磁気誘導ループの設置、議案概要等の点字資料の提供なども行われている。

## 《岐阜県瑞浪市》

### 1 瑞浪市の概要

瑞浪市は、日本のほぼ中央に近い濃尾平野の北東部に位置し、昭和29年に7町村の合併により市制施行され、平成30年4月1日現在の人口は3万8,231人、世帯数は1万4,985世帯、面積は174.86平方キロメートルである。現在の市議会定数は条例定数16人、現在欠員1人の15人で構成されている。

総務委員会（11人）、民生文教委員会（10人）、経済建設委員会（10人）、予算決算委員会（16人）の4常任委員会、必要がある場合に設置される特別委員会がそれぞれ6人、8人の定数で、協議または調整を行うための場として議会広報広聴委員会（7人）を設置、加えて議会運営委員会（6人）、全員協議会により議会が構成されている。それぞれの委員会の任期は1年であり、このことが予算決算委員会の設置にも影響を与えている。

### 2 反問権、反論権について

瑞浪市議会では、平成23年11月に反問権を導入しているが、いわゆる反論権は導入していない。このことは現時点まで執行部と議会の関係を含めて導入の論議に至る状況ではないことが要因と考えられる。

反問権は、議会運営に関する主な申し合わせ事項に規定しており、趣旨として、一般質問において、より明確な答弁を得るため、議員の質問に対して執行部が反問することを認め、その範囲を（1）議員の質問の趣旨を明確にするための反問、（2）政策提言等について論点・争点を整理するための反問、（3）内容は答弁に必要な範囲内に限るとしている。

運用規定として、反問は、議長の議事運営のもとに行うものとし、反問に係る発言時間は当該議員の発言時間に含めるとしている。委員会等においては、一般質問における反問権の規定を準用することとされている。

導入以降、現在までに反問権の実施はないとのことである。

### 3 特別委員会（予算特別委員会・決算特別委員会）の通年化について

予算・決算に係る審査について、各常任委員会への分割付託を解消するため、常任委員会として、全議員（議長を含む。）が委員とする予算決算委員会を、平成28年4月の議長による議会改革特別委員会への諮問を受け、議会監視機能の充実を図ることを目的にし、議会改革特別委員会協議・検討、議会運営委員会での調査、協議・検討を実施。平成28年第4回定例会より、予算決算委員会が設置された。

瑞浪市議会では、過去に予算特別委員会や決算特別委員会を設置していた時期があるが、特別委員会に分科会を設置する形式であったこともあり、平成18年以降は各常任委員会への分割付託に変更されていた。しかしながら、近年の補正予算案審議の増加に加え、委員会任期を1年としていること、議員定数の削減による影響も考慮して、通年化と全議員を委員とした予算決算委員会の設置となったとのことである。

これにより、地方自治法上で求められる議案の審査を可能とし、委員会ごとに賛否が分かれる恐れが図られ、全議員が予算・決算に関する説明を受けて審議を行えるとともに、1年という任期による予算から決算の審議の連続性が確保されることとなった。

予算決算委員会の開催場所は、庁舎の構造の関係で本会議場とし、演壇を委員長席とすることで対応しているとのことである。

議会選出の監査委員については、決算審議時には発言を行わないものとされている。

また、全議員が参加している予算決算委員会の委員長報告のあり方について議論がなされ、本会議出席議員に委員会の状況を報告する以上に、執行部に審議内容等を伝えることを重視して委員長報告をより詳しく実施しているとのことである。

#### 4 一般質問を行った事項の進捗状況に関する確認等について

平成28年6月議会の一般質問において、議会一般質問の答弁事項進捗状況の管理・公表の質問に対する、執行部の前向きに考えるとの答弁を受け、議員による、この指とまれ討論会という議員間の自由な討議を行う場を活用し、平成28年11月に議長宛ての提案書提出がなされ、議会運営委員会の討議、庁議を経て、平成28年12月議会以降の一般質問を対象に導入が決定。進捗管理については申し合わせ事項に規定されている。

この公表は、議会一般質問の答弁事項について、進捗状況の確認をした議員が必要と判断した場合、例えば、検討しますとの答弁があった場合、質問者が、その後の検討状況・実施状況を執行部に公表することを求めた場合、議長より要請するものであり、一般質問の意義を強めることを可能としている。（手法、流れについては、後述の「※進捗管理の手法・・・確認・公表までの実行過程について」参照。）

この効果としては、検討しますとの答弁であっても、その後の対応の追及が可能となっている。課題としては活用実績が1回のみと少ないことが課題となっているが、この制度の導入以後、執行部側で、検討いたします等の答弁が減少したことも要因の一つと考えられるとのことである。

※進捗管理の手法・・・確認・公表までの実行過程について

- ①議会一般質問の答弁事項について、進捗状況の確認をした議員が必要と判断した場合に、一般質問答弁事項進捗状況調書（以下「調書」という。）に質問要旨及び答弁要旨を記入し、議長に提出
  - ②提出された調書を議会運営委員会に配付
  - ③議長は、調書を確認の上、市長に提出
  - ④市長は、調書の対応状況・進捗状況を記載し、一覧表にまとめ、速やかに調書及び一覧表を議長に提出
- ※市長は、進捗状況に応じ、市議会定例会の前月末までに進捗状況を記入した調書を取りまとめ、一覧表の情報を更新し、次回定例会までに議長に提出。
- ※一覧表は、①対応済、②検討・対応中、③実施不可と分けてまとめる。
- ※「調書」は、対応済または実施不可になるまで継続し、当該案件は2年をめぐりに整理。
- ⑤議長は、調書、一覧表を確認し、質問議員への配付、確認の後、市議会HPに一覧表を掲載する。

## 《三重県四日市市》

### 1 四日市市の概要

四日市市は、三重県の東北部に位置し、古くから四日の市に代表される商業の町として、あるいは、東海道の宿場町として繁栄し、陸海交通の要衝であった。明治になって、植物油、萬古焼、生糸、紡績などの諸産業が盛んとなり、国内貿易はもとより、いち早く海外への門戸が開かれた。特に昭和33年代には、特定重要港湾の四日市港を基軸として我が国有数の石油コンビナートが形成され、国民経済を支える産業都市として重要な役割を果たしてきた。

また、平成17年2月7日に隣接する楠町と合併し、平成20年4月1日に保健所政令市へと移行した。このような歩みを礎に、三重県下最大の都市として、また国際港湾都市にふさわしい発展を遂げるため、恵まれた立地条件と、これまでの蓄積を生かし、より快適で豊かな生活を営める、住みよい活力のある都市の実現を目指したまちづくりに邁進している。

現在の議員定数は33名であり、委員会には予算・決算を含む常任委員会が六つ設置されており、議会運営委員会のほか、特別委員会は防災対策条例調査特別委員会、障害者差別解消条例等調査委員会が設けられている。

### 2 議会モニター制度について

平成16年度の議長の発案（5月の議長所信表明演説会で、市議会モニター制度の設置について提案）を受け、会派代表者会議で議論を重ね、本制度の開始に至った。

市議会では、議会の運営等に関し、市民からの要望・提言・その他の意見を広く聴取し、議会運営等に反映させるため、市議会モニター制度を実施。市内全域から、多くの市民の方から議会に対する意見を聞くため、公募により行っている。

#### 【市議会モニターの仕事】

- ①本会議や委員会等を可能な限り傍聴・視聴し、意見・提言を提出すること
- ②研修会や意見交換会に出席し、意見を述べること
- ③議会運営に関する意見を議長に提出すること
- ④議長が依頼するアンケートに回答すること
- ⑤その他、議長が依頼する内容について意見を提出すること

選考方法は、地区センター館長に各1名から2名の推薦依頼、四日市大学に学生の推薦依頼を5名程度、一般公募を10名程度の合計約50名とし、任期は基本的に1年としている。（再任は妨げないが、1年限り。）

年齢は、50歳代以上が多く、女性比率は約40%となっている。議会モニター委嘱式開催時に簡単な説明があり、その後、市議会モニター研修会の開催、特別テーマを設けて意見交換会を実施している。モニターからの意見をもとに改善した事項をまとめ、議会活動に生かしている。

実施後10年が経過したが、市民に議会や議員の活動に対する理解が深まり、議会の応援団になっていただいているとの認識であるとのことである。

また、議員同士における議会改革や行政課題の整理は、内部的な視点にとどまりがちだが、市民の側から見た視点を取り入れていくという目的として効果的と考える。

### 3 反問権、反論権について

本会議や委員会において、市職員が、議員からの質問や質疑に対して答弁を行う。答弁を行うに当たり、質問や質疑の内容が不明確であった場合、議員が知りたいことを聞けないばかりか、傍聴される方にも議論がわかりにくいものとなっていることから、市職員が質問や質疑を行った議員に対して、趣旨の確認をすることができるよう定め、議論を明確にするものとしている。

また、反問には、議論の明確化に加え、市職員から議員の考え方を問い返したり、対案の提示を求める反論も含まれる。

これにより、本会議・委員会における議員と市職員との議論が深まることが期待される。

一般質問、委員会において、反問権はもちろん、現市長においては反論的な意見を述べるなどの運用がなされている。

### 4 代表質問について

当初予算を審議する議会（2月定例会議会）における市長の施策方針及び市長が当選後に行う所信表明に対して行うものとし、会派を代表して各1名、発言時間は1時間以内（会派人数にかかわらず。）とする。発言順位は、その都度、議会運営委員会において抽選により決定し、発言回数の制限はない。

質問方法は、一括質問一括答弁方式とし、1回目は演壇で、2回目以降は起立により自席で行っている。

市長の年度当初予算案、市政執行方針について会派としての質問として意義がある。答弁は全て市長が行っている。

### 5 特別委員会（予算特別委員会・決算特別委員会）の通年化について

平成18年度まで所管する常任委員会に分割付託としていたが、平成19

年度には補正予算議案も予算特別委員会の審査対象とする。平成20年度には、前年度同様、全議員から正副議長及び監査委員の計4名を除いた32名の半数の16名を、予算・決算それぞれの特別委員会の委員としたが、原則的に前年度の決算の委員は予算に、予算の委員は決算に所属することとした。

決算審査についても、それまで所管の各常任委員会に分割付託していた議案を一括付託とした。

平成21年度には、予算常任委員会（全議員36名のうち議長を除く35名で構成）及び決算常任委員会（全議員36名のうち議長、監査委員を除く33名で構成）を設置した。

いずれの委員会も、常任委員会の所管ごとの4分科会を設置し、各分科会で審査を行い、①附帯決議を付すべきもの、②修正すべきもの、③複数の分科会に係る事項等については全体会（4日間）で審査するものとした。

なお、正副分科会長は常任委員会の正副委員長とし、現行の予算・決算議案の審査方法に至っている。予算委員会は通告なしとなっている。

全体会では、横断的な質問ができ、議員側としては、言い残し感がないとのこと。

分科会から全体会へ絞り込む際には、上記の四つのほか、否決すべきと審査されたもの、個人の議員より分科会では挙がっていない事案にも取り扱ってほしい場合には取り扱ってほしい旨を諮ることができること、さらに、追加提案については会派1名から構成される理事会で合意、もしくは合意できない場合には、全体会の3分の1以上をもって取り上げられる。これにより、広く意見を拾えるような体制になっている。